

2006年4月25日

各 位

会社名 K D D I 株式会社
代表者名 代表取締役社長兼会長 小野寺 正
(コード番号：9433 東証1部)
問合せ先 執行役員総務・人事本部長 大島 進
(TEL. 03-6678-0719)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、特に有利な条件をもって、ストックオプションとして新株予約権を発行すること並びに本件新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する議案を、平成18年6月15日開催予定の当社株主総会に提案することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、当社及び当社子会社等の執行役員、理事、顧問及び従業員並びに当社子会社等の取締役に対し、新株予約権を無償で割当てるものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式4,800株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

(2) 新株予約権の総数

4,800個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株。ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

新株予約権の発行日を末日とした過去1ヶ月間の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権の発行日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近の終値)を下回る場合は、当該終値に1.05を乗じた金額とし、1,000円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1,000円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年10月1日から平成22年9月30日まで

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者又はその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の発行価額

金銭の払込みは不要とする。

4. その他の新株予約権の行使の条件等については、本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上